

令和5年度 予算編成方針

我が国経済は、景気に持ち直しの動きがみられ、先行きについても、感染対策に万全を期し、社会経済活動の正常化が進む中で各種政策の効果もあり、持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、原材料価格の上昇に加え、急激な円安などによる下振れリスクに十分注意する必要があります。

本区財政においては、人口増加ペースが縮小するほか、ふるさと納税による税の流出が拡大しているなど、これまで堅調に伸びていた特別区民税の先行きは不透明な状況です。また、特別区交付金についても、原油価格・物価高騰に加え、急激な円安などを背景とした企業収益の悪化が懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況といえます。

一方、引き続き年間出生数が2千人台で推移しているとともに、令和6年春には晴海地区に新たなまちが形成されるなど、本区の行政需要はますます拡大し、多様化していきます。加えて、一向に終息が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応、世界規模での対応が求められている環境負荷低減への取組など山積する課題に対し、地域一丸となって取り組んでいかなければなりません。

こうした近年の社会環境の変化に加え、築地市場跡地のまちづくりや首都高日本橋区間の地下化をはじめ将来を支える基盤となるプロジェクトも動き出している中、区では今後10年を見据えた新たな基本計画の策定に着手しており、喫緊の課題への対応はもとより、この閉塞感漂う今を乗り越え、地域の明るい未来を目指して、活力と魅力あふれるまちづくりの歩みを進めていかなければなりません。

そのためには、職員一人一人が真の区民ニーズを的確に捉え、社会環境の変化に即応した柔軟で効率的な行財政運営に一層努める必要があります。また、今後の不透明な財政見通しの下、施策全般にわたり緊急度・重要度などの観点から再検証し取捨選択を行うなど、健全で強固な財政基盤を堅持し続けていかなければなりません。

以上の認識を踏まえ、令和5年度予算は次の方針に基づき編成するものとします。

第1 基本方針

令和5年度予算は、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、新たに策定する基本計画の計画初年度に当たることから、10年後の中央区を見据え、計画に沿った施策の積極的な展開を図ること。

一方、不透明な財政環境が当面続くことが見込まれる中、限られた財源を有効に活用する観点から、すべての事業の成果を厳しく検証し事業の廃止・休止など積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、区民の負託に応える施策展開のための財源を確保し、持続可能で強固な財政基盤を堅持する。

1 基本的な考え方

都心に位置し、江戸開府以来の歴史と伝統を背景に発展してきた本区は、今では多くの人々が住み・働き・集うまちとなっている。2年半以上にわたり多大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症が一定の落ち着きを見せ地域全体が正常化に向かおうとする中、第7波による感染拡大やウクライナ情勢等による物価高騰などもあり、住民にとって困難な状況が続いている。そのため、住民に最も身近な基礎自治体として、感染症の動向には細心の注意を払い、感染症の拡大防止策を講じながら社会活動の正常化に向けた取組を進めるとともに、全ての人に対する福祉サービスの提供や健康づくりの推進、地域特性に応じた防災対策の推進、環境に配慮した持続可能なまちづくり、都心コミュニティや経済活動・商業活動の活性化など、区民生活や地域活動に密接に関わる取組を着実に推進すること。

また、脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ中央区宣言」の趣旨を踏まえ、地域一丸となった環境負荷低減に向けた取組を強化するほか、「中央区情報化基本方針」に基づき、ICTを活用した区民の利便性向上、行政の効率化に積極的に取り組むこと。

2 事業構築に当たって

区財政は、感染症の動向やウクライナ情勢等による景気下振れリスクなど不透明な状況が当面続くことが見込まれる中、区民生活を守り、さらに健全で持続可能な行財政運営を図る観点から、事業の構築・展開に当たっては、職員一人一人が経営者の視点に立ち、目標や成果を的確に見通すとともに、次に掲げ

る事項を十分に踏まえること。

(1) 緊急度・重要度による事業選択

限られた財源を適切に配分するため、施策全般にわたりこれまで以上に各事業の緊急度・重要度を見極めた上で取捨選択を行うこと。

(2) エビデンスに基づく事業構築と説明責任

事業構築に当たっては、その妥当性を裏付ける客観的事実などのエビデンスに基づき行うとともに、説明責任を果たすためにも、背景にある課題、事業の目的や成果目標を明らかにすること。

(3) 成果重視型のマネジメントサイクルの徹底

事業を課題解決や区民福祉向上のための手段と捉え、事業成果を厳しく検証し、成果・効果が乏しい事業については、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行うこと。また、ストック情報やフルコスト情報を活用した行政評価により明らかとなった各事業の課題や方向性を踏まえた取組の着実な実行に努めること。

(4) 各部局の主体性の発揮と部局間の連携の強化

各部局は成果目標の達成に向け、解決すべき課題に積極的に取り組むとともに、関係部局間の連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るなど、効率的・効果的な事業執行に努めること。

(5) 既存ストックの有効活用

公共施設や設備はもとより、人材やノウハウなどを含め、区がこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。特に、施設整備については、可能な限り区有地や既存施設の活用を前提とし、新たな用地取得などを抑制すること。

(6) 多様な主体との協働と「プロアクティブ・コミュニティ」の推進

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、区民、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体との協働を推進するとともに、自ら率先して地域課題の解決に取り組む「プロアクティブ・コミュニティ」の考えを積極的に取り入れること。

第2 予算編成の留意点

1 歳出予算について

(1) 全般的事項

ア 常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組む観点から、全ての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

イ ICTの活用に当たっては、業務プロセスの見直しを前提とし、業務改善と区民の利便性向上を実現すること。

ウ 組織のあり方や既定人員の積極的な見直しを行い、全庁的な定数配置の一層の適正化・弾力化を図ること。

エ 新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、区民の安全・安心を第一に考え、事業実施の可否、実施方法の見直しなど十分に検討すること。

(2) 政策的経費

社会経済状況や行政ニーズの変化を的確に捉えた上で、政策目標と施策の方向性などを明確にし、独自性・創造性のある事業の企画・立案に努めるなど、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

ア 新規・充実事業については、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 政策目標の達成に向け必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。

(イ) 事業構築に当たっては、適時性、費用対効果、全体計画と執行体制、将来展望と後年度負担、さらには他の関連事業との整合性や公平性など総合的に十分な検討を加えとともに、あらかじめ成果目標と事業の見直し年度を定め、当該年度に事業効果を測定の上、事業存続の可否を厳しく判断すること。

イ 投資的事業については、事業の必要性を十分に検証の上、コスト削減に努めること。特に施設整備については、「中央区公共施設個別施設計画」などを前提としつつも直近の状況を踏まえて、次に掲げる事項を必ず検討・検証すること。

(ア) ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う区民サービスの充実が図られるか、他の代替手段により対応可能か

など、さまざまな視点で効果を十分に検証すること。

(イ) 将来的な施設ニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。

(ウ) 円安の影響も含め、当面、工事費の高騰が見込まれることから発注方法を工夫するなどコストと工期の縮減に最大限努めること。

(3) 経常的経費

今日の社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、区民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から事業本体及び執行体制について見直しを行うとともに、需要を的確に見積り経費のより一層の縮減に努めること。

2 歳入予算について

財源を的確に把握し、さらなる収入確保を図るとともに、「中央区債権管理条例」に基づき、債権の適正な管理に関する取組をより一層推進すること。

また、次に掲げる事項に取り組み、積極的な歳入計上に努めること。

(1) 収納率の向上及び受益者負担の適正化

ア 特別区民税、国民健康保険などの保険料については、引き続き徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

イ 各種負担金や使用料については、収納率の向上と収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講ずるとともに、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から負担水準の見直しも含め検討すること。

(2) 補助制度の活用

国や東京都の補助・負担事業については、国などの予算編成の動向に細心の注意を払い、制度改正に時宜を失することなく対応するとともに、国などの補助制度を積極的に活用すること。

特に、感染症対策に関する新たな補助制度などの動向には十分注意を払うこと。

(3) 区民施設について

利用者にとってより使いやすく、より魅力ある施設となるよう指定管理

者などと連携・運営改善を図り、設置目的にかなった利用者・稼働率の増加と使用料の確保に努めること。

3 その他

事業執行上、地域及び関係団体の協力を要するものは事前に十分な調整を行うとともに、関係部局との連携を図ること。

また、令和5年度に向けた税制改正などについては、国等の動向に常に注意を払い、最新情報の収集に努めること。